

## fx\_noback 受講契約約款

この受講契約約款（以下「本約款」といいます）は、当スクール（契約書面(6)）によって受講者（契約書面(1)）へ提供される本講座（契約書面(2)(3)）の受講契約について定めるものです。受講者は、受講申し込み前に、契約書面および本約款の内容を十分にご確認いただき、ご理解とご了承を頂いた上で、お申込みくださいますようお願い致します。なお、本講座を受講の際には、当スクールが定める「プライバシーポリシー」および本約款への同意、並びに所定の方法による申込手続きが必要となりますので、ご利用前に併せてご確認ください。

また、受講者が未成年者の場合、法定代理人の同意を得て、申込手続きを行うものとします。法定代理人の同意を得た契約は、未成年であることを理由に取り消すことはできません。

### 第1条（適用）

1. 本約款は、当スクールと受講者に適用されます。
2. 本講座の内容は、契約書面(2)(3)に記載の通りです。本講座の内容に変更が生じた場合は、当スクールは受講者に対し、変更内容と変更後の内容の適用開始日を遅滞なく通知するものとします。この場合、当該適用開始日をもって、これにかかる変更は、当スクールと受講者間の受講契約に適用されるものとします。

### 第2条（受講申込）

受講者は、本講座への申込みを当スクール所定の方法により行うものとし、本契約書面に双方が記名押印することにより、受講契約は締結され、成立します。

### 第3条（受講資格要件）

本講座には、受講に際し、所定の受講資格要件がある場合があります。その場合、当スクールは、お申し込み前に受講者へその旨通知します。

### 第4条（受講料金等および支払い方法）

1. 本講座の受講料金その他受講に必要な費用は、契約書面(2)(3)に記載の通りです。
2. 受講者は、本講座の受講料金を、当スクールとの合意の上決定した支払方法で支払うものとします。なお、お支払い期日までに支払いがない場合は、当スクールは、以後の本講座提供を中止する場合があります。
3. 本講座の受講料金のお振込みによる支払の際の振込手数料は、受講者負担となります。
4. 本講座当日の遅刻・欠席・途中退席その他、受講者が受講できなかったことについて当スクールに帰責事由があった場合を除き、1回分の受講を終了したとみなし受講料金は返金されないものとします。

[予約および予約後のキャンセルについて]

- 予約は必要ありません。全て固定の曜日、時間にて管理します。
- キャンセルの場合には、LINE、Skype、メールにて事前にお知らせください。

第5条（中途解約）

1. 契約期間中に、受講者が中途解約を希望する場合は、解約希望月の1ヶ月以上前までに当スクールまで通知するものとします。
2. 中途解約の際の返金については、【キャンセルポリシー】の通りです。

【キャンセルポリシー】

各受講者につき、申し込み後に中途解約をする場合、次の清算金をお支払いいただく必要があります。

(1) 各 TRADERSBIBLE 料金について

各プランの料金のうち、各 TRADERSBIBLE 料金については、(2)オンラインレッスンの受講前後にかかわらず、受講者が各 TRADERSBIBLE にかかるデータを受領後（受講者が各 TRADERSBIBLE を利用可能な状態になった後）は、返金致しかねますので、あらかじめご了承ください。

(2) オンラインレッスン料金について

各プランの料金のうち、オンラインレッスン料金については、受講前と受講後により下記の通りとします。

中途解約する時期	精算金
I. 受講前	[解約手数料 2 万円] + 返金時の振込手数料
➤ 受講契約締結および履行のため、また本講座の準備作業等に要する費用として、既にお支払い済みの総額から上記精算金を差し引いた金額をご返金いたします。	
II. 受講開始後	お支払済総額－ (提供された役務の対価※ + [解約手数料 2 万円] + 返金時の振込手数料)
➤ 既にお支払い済みの総額から上記精算金を差し引いた金額を返金いたします。	
※提供された役務の対価（提供済みの期間／役務提供期間）	
例) 受講期間：365 日間（オンラインレッスン料金：税込 700,800 円）のプランにおいて、7 ヶ月間受講された後中途解約され、4 ヶ月間の未受講期間がある場合： <u>提供された役務の対価</u> = 700,800 円 × 7/12	
※ 本講座の全過程修了（全受講回数の消化）後については、返金対応はなされませんのでご了承ください。	
※ 月額プランについては、返金対応はなされませんのでご了承ください。	

以上

第6条（開講日時の変更）

当スクールの運営上、または担当講師のやむを得ない事由により、本講座の開講日時が変更される可能性があります。当スクールは、開講日時を変更する場合には、受講

者に対して、速やかに開講日時を変更する旨および代替日・時間を通知するものとします。

#### 第7条（免責）

1. 本講座は、将来における受講者の事業等においての特定の成果や売上その他何らかの結果を当スクールが保証するものではありません。また、トレードテクニックに関する知識やノウハウの習得には個人差があり、受講者が望むトレードレベル迄の知識やノウハウの習得を当スクールが保証するものでもありません。
2. 受講者は、本講座の受講に伴う自らの一切の行為、およびその結果（当スクールで知得した情報等に基づいて自らが下した独自の判断や起こした行動、およびこれらにより生じた結果を含みます）についても、一切の責任を負うものとします。受講者が、本講座で得た知識、ノウハウ等を自らのトレード実践に利用する場合は、自己の判断と責任において行うものとします。
3. 当スクールは、本講座の提供につき、内容・品質・情報の正確性・適法性（知的財産権や第三者の権利非侵害を含みます）・有用性・信憑性・特定の目的への適合性等について、いかなる責任を負うものではなく、保証しません。当スクールは、受講者自身の判断による当該トレード実践への自己利用に伴い生じた受講者の損害について当スクールは一切の責任を負いません。

#### 第8条（通信環境）

受講者は、オンラインにて受講する際の、PC 機器、通信端末、通信環境の設定、インターネット接続サービス、Skype その他の当該提供を受けるために必要となるサービス、機器および通信環境を、自らの責任と負担において準備するものとします。当スクールは、本契約に明示する場合の他、機器や通信環境の不整備または接続不能等による受講不能や不具合について、一切の責任を負いません。

#### 第9条（秘密情報等）

1. 本約款の対象とする情報は、第2項に定める秘密情報および第3項に定める個人情報（以下、併せて「秘密情報等」といいます）とします。
2. 秘密情報とは、受講者が本講座の受講に伴い当スクールから提供された情報であって、ノウハウ、アイデア等の営業上、技術上、財産上の情報および秘密とされるべき情報をいいます。但し、そのうち当スクールが書面によって事前に承諾した情報については除外されます。
3. 個人情報とは、受講者が本講座の受講に伴い当スクールから提供された情報、並びに当スクールまたは関係者に関する情報の内、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、識別番号、記号、符号、画像、音声その他の記述等により特定の個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別ができない場合であっても他の情報と容易に照合することができ、これにより特定の個人を識別することができるものを含みます）をいいます。

#### 第10条（秘密情報等の開示、漏洩、目的外使用の禁止）

1. 受講者は、秘密情報等について、厳に秘密を保持するものとし、第三者に開示あるいは漏洩し、また本講座受講の目的以外に使用してはならないものとします。
2. 受講者が前項の定めにより違反したことにより損害の発生が発覚した場合、当スクールは被った損害の賠償を受講者に対し請求することができるものとします。

#### 第11条（知的財産権の取扱い）

1. 当スクールから開示を受けた秘密情報等その他一切の情報、本講座において提供される資料、文書、印刷物、動画、ソフトウェアその他各種データに関する著作権、特許、商標、意匠その他の知的財産権などの一切の権利は当スクールまたはその他当該権利の正当な権限を有する者（以下「権利者」といいます）に帰属しており、かつ受講者には移転しないものとします。
2. 受講者は、いかなる理由によっても当スクールまたは権利者の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為をしてはならないものとします。

#### 第12条（登録情報の変更）

1. 受講者は、自らが当スクールに提供し登録した情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の受講者に関する情報を指し、以下「登録情報」といいます）に変更があったときは、遅滞なく通知し、変更手続を行うものとします。
2. 受講者が前項の通知を怠ったために、当スクールに関する通知や案内が届かないなどの当該受講者に生じる不利益については、当スクールは一切その責任を負わないものとします。

#### 第13条（禁止行為）

当スクールは、受講者による本講座の受講に際して、本約款に別途定める事項その他の規則等に記載する事項の他、以下の行為を禁止します。

- (1) 援助交際、売春、買春等を勧誘、誘発、助長する行為、または隠語全般含め曖昧な表現をして、それらを勧誘、誘発、助長するような行為、出会いや交際等を目的とする行為
- (2) 他の受講者、当スクールまたは第三者の著作権、商標権、特許権、実用新案権、プライバシー権、肖像権、パブリシティ権その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (3) 他の受講者、当スクールまたは第三者を誹謗中傷し、または名誉若しくは信用を傷つける行為
- (4) 受講者資格の売買、その他類似行為
- (5) 当スクールの許諾を得ずに自己または第三者の商品やサービスの広告、宣伝、誘導を目的とする行為
- (6) 公序良俗、その他法令に違反する行為または犯罪に結びつく行為および当該行為を勧誘、幫助、強制、助長する行為
- (7) 当スクールの事前の承諾なく、本講座受講により得た情報を転載または引用およ

- び他メディアへの掲載等をする行為
- (8) 反社会的勢力等に利益を提供し、または便宜を供与する行為
  - (9) 他の受講者の情報収集目的、宗教や政治活動への勧誘目的で本講座を受講する行為
  - (10) 他の受講者または第三者になりすまして、本講座を受講する行為
  - (11) 当スクールより提供された情報、コンテンツ等の著作権、商標権等の知的財産権その他の権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為（情報、コンテンツ等を複製、改変、公衆送信、送信可能化、アップロード、レンタル、上映または放送する行為がこれに該当しますが、これに限られるものではありません）
  - (12) 本講座受講を通じて取得した個人情報をも本人の同意なく第三者に提供する行為
  - (13) 当スクールのサーバーに過度の負担を及ぼす行為
  - (14) コンピューターウイルス等有害なプログラムを使用し、若しくは提供する行為、またはこれらの行為を推奨する行為
  - (15) 当スクールのサービス上で使用されているソフトウェアをリバース、エンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブルする行為
  - (16) その他、当スクールが不適切と判断した行為

#### 第14条（解除等）

1. 当スクールは、受講者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知または催告することなく、受講契約を解除し、本講座の提供を停止することができるものとします。
  - (1) 本約款のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告してもこれが是正されなかった場合
  - (2) 正当な理由なく当スクールまたは当スクールの指示や方針に従わなかった場合
2. 受講者は、前項各号のいずれかの事由に該当した場合において、当スクールに対して負う支払義務が残存する場合には、当該債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちにすべての支払を行わなければならないものとします。

#### 第15条（損害賠償）

当スクールおよび受講者は、受講契約の履行に関連して、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合は、当該相手方に対して、直接かつ現実に生じた損害の賠償を請求することができるものとします。なお、この場合の損害賠償額は、受講者より当スクールに対して既に支払い済みの受講料金の額を上限とします。

#### 第16条（協議）

本約款に定めのない事項、または解釈に疑義が生じた条項については、当事者間で誠意をもって協議し処理解決するものとします。

#### 第17条（合意管轄）

本約款または受講契約に関して紛争が生じた場合は、当スクールの所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第18条（有効期間）

本約款の有効期間は、受講契約の成立日から効力を生じ、受講者による受講が終了されたこと（中途解約や契約解除等による終了も含まれます）による受講契約終結の日まで、当スクールと当該受講者間で有効に存続するものとします。

#### 第19条（譲渡等）

受講者は、当スクールの事前の書面による承諾なく、当スクールの受講者としての地位または本約款に基づく権利若しくは義務につき、第三者に譲渡し若しくは貸与し、または担保に供してはならないものとします。

#### 第20条（完全合意）

本約款は、本約款に含まれる事項に関する両当事者間の完全な合意を構成し、書面か否かを問わず、両者間の事前の合意、表明および了解に優先するものとします。

#### 第21条（存続条項）

受講契約が終結した後においても、第7条（免責）、第9条（秘密情報等）、第10条（秘密情報等の開示、漏洩、目的外使用の禁止）、第11条（知的財産権の取扱い）、第13条（禁止行為）、第15条（損害賠償）、第16条（協議）、第17条（合意管轄）および本条（存続条項）の規定については有効に存続します。

以上